

岩手県告示第546号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物取扱者保安講習を次のとおり行う。

平成27年7月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 講習の種別

- (1) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした保安講習
- (2) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（給油取扱所を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした保安講習
- (3) (1)及び(2)に規定する危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした保安講習

2 講習の日時及び場所

講習日	時間	場所	会場
平成27年9月3日(木)	別に通知する。	宮古市	別に通知する。
平成27年9月8日(火)	〃	久慈市	〃
平成27年9月11日(金)	〃	釜石市	〃
平成27年9月16日(水)	〃	北上市	〃
平成27年9月29日(火)	〃	盛岡市	〃
平成27年10月2日(金)	〃	二戸市	〃
平成27年10月7日(水)	〃	盛岡市玉山区	〃
平成27年10月10日(土)	〃	一関市	〃
平成27年10月26日(月)	〃	大船渡市	〃
平成27年10月29日(木)	〃	奥州市	〃
平成27年11月5日(木)	〃	紫波郡矢巾町	〃
平成27年11月7日(土)	〃	花巻市	〃

3 講習の対象者

- (1) 製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事することとなった日から1年以内に危険物取扱者保安講習を受けていない者（危険物の取扱作業に従事することとなった日前2年以内に危険物取扱者免状の交付を受け、又は危険物取扱者保安講習を受けた者を除く。）
- (2) 危険物取扱者保安講習を受けたことがある者であって、前回の危険物取扱者保安講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内に危険物取扱者保安講習を受けていないもの

4 受講手続 受講申請書を平成27年8月17日(月)までに一般社団法人岩手県危険物安全協会連合会に提出してください。

5 その他 詳細については、岩手県総務部総合防災室又は一般社団法人岩手県危険物安全協会連合会に問い合わせてください。